

R 6 宇和島市立三間小学校 いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

- ① いじめは、どの学校、どの学級、どの児童でも起こりうるものであるという基本認識に立ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを行う。
- ② 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、全教職員が一致協力し、組織として取り組む。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、
生徒指導主事、養護教諭、
スクールカウンセラー、
ハートなんでも相談員、
当該教諭

〈必要に応じて開催〉

【生徒指導委員会】

全教職員
問題傾向を有する児童について、現状や指導内容についての情報交換を行い、共通対応について話し合う。

〈毎月1回〉

【児童をまもり育てる協議会】

学 校
校長、教頭、教務主任、
生徒指導主事、養護教諭
保護者
PTA会長、PTA副会長
地 域
交通安全協会三間支部長、
三間駐在所長、隣保館長、
老人クラブ会長、婦人会会長

〈年2回(6月、2月)〉

※ 学校運営協議会

【いじめの未然防止】

- ① 学級経営の充実を図り、児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育むことができる、ぬくもりのある学級経営に努める。
- ② あらゆる教育活動を通して人権感覚を磨き、自他の生命を尊重し、よりよく生きるための実践力を育てる。
- ③ 道徳科の時間の質的向上に努め、道徳教育の充実を図る。
- ④ 児童会活動であいさつ運動や全校遊び（エンジョイタイム）等に取り組み、全校児童の心の絆を深める。
- ⑤ インターネットや携帯電話の危険性や情報モラルについて指導する。
- ⑥ 児童一人一人に対する理解を深め、適切な支援を行う。
- ⑦ 年間研修計画にいじめ・不登校の問題への対応を位置付け、全教職員が共通理解を図りながら、組織的対応と未然防止・早期発見・早期解消に努める。
- ⑧ 三間中学校区において、常に情報を共有し、連携協力のもと指導や対応にあたる。

【いじめの早期発見】

- ① 日記や連絡ノート、学校生活アンケート、教育相談、行動の観察、チェックリストの活用、校内巡視等
- ② 児童のささいな変化に気付いた場合、情報を共有・審議できる工夫をする。
- ③ 学校以外の相談窓口について周知を図る。

【いじめに対する措置】

① 初期対応

いじめ事案を発見した教職員は、その時にその場で、いじめを止めるとともに、いじめ事案にかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、直ちに生徒指導主事、学級担任に連絡し、管理職に報告する。

② 事実確認と情報の共有

話を聴く場合、他の児童たちの目に触れないよう、時間や場所に慎重な配慮をする。事実を確認する場合は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。周囲の児童や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

③ いじめられた児童とその保護者への対応

児童から事情聴取を行い、その後、心のケア、いじめから守り通すための対応を行う。発見したその日に家庭を訪問し、保護者に正確な事実関係を伝え、学校の指導方針を伝えるとともに、今後の対応について共通理解を図る。

④ いじめた児童とその保護者への対応

状況等を聴き、その背景にも配慮して指導する。一定の教育的配慮のもと、き然とした対応と再発防止策をとる。保護者に対しては正確な事実関係を説明し、児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

【重大事態への対処】

① 重大事態の意味

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日が目安）

② 調査を行うための組織

学校が設置するいじめ対策防止委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

④ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。

希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。